

説明資料  
(我が国財政をめぐる現状等について)

平成30年9月7日

# 1. 平成の財政

## (1) 財政状況の推移

## (2) 財政健全化に向けた取組

# 2. 骨太の方針2018、中長期試算

# 平成31年度予算編成に向けて

- 平成31年度予算は、骨太2018で策定された「新経済・財政再生計画」を基に編成する初年度の予算であり、来年秋の消費税率10%への引上げを確実に実施するための環境整備等も求められている。
- 同時に、平成31年度予算編成は、平成最後の予算編成でもある。平成初期の予算を振り返ると、
  - ・ 平成元年度予算は、消費税導入後初年度の予算であり、
  - ・ 平成に入って実質的に最初の編成となる平成2年度予算は、特例公債脱却を達成した予算であった。

## 「平成元年度予算の編成に関する建議」(平成元年1月17日 財政制度審議会)(抜粋)

平成元年度予算は、長年の懸案であった税制の抜本的改革が実現して初めての予算である。税制改革の趣旨を全うするためにも強力な行財政改革の推進は政府に課せられた最重要課題である。

また平成元年度予算は、言うまでもなく、間近に迫った平成2年度特例公債依存体質脱却という目標の達成をより現実的なものとするための重要なステップである。これまで進めてきた財政体質の改善をいかにしてより強力に推進できるかが、今後の財政改革が結実するか否かの重要な岐路となる。

我が国財政を取り巻く内外の環境は依然として厳しく、平成元年度予算は財政改革の正念場ともいうべき段階にあることを肝に銘じ、これまでの努力を緩めることがあってはならない。

## 「平成2年度予算の編成に関する建議」(平成元年12月21日 財政制度審議会)(抜粋)

1. 我が国財政は、昭和50年度に特例公債発行を余儀なくされて以来、今日に至るまでの15年間、毎年度多額の特例公債に依存せざるを得ない状態を続けている。言うまでもなく、経常的支出を経常的収入で賄うことができないという状態は、極めて異常かつ不健全なものである。このため、できるだけ早期に特例公債依存体質から脱却すべく、歳出の節減合理化を中心として財政体質の改善のための懸命な努力が行われた。この間、毎年度予算における厳しい概算要求基準の設定をいわば梃子として、血のにじむような歳出削減努力が積み重ねられ、その過程で、三公社の民営化、年金・医療、地方財政をはじめとする多くの制度改革、食糧管理費の合理化などの既存の制度・施策についての抜本的見直しが行われてきた。その結果、平成2年度予算において、特例公債依存体質からの脱却という目標達成によりやく目処が立つまでになった。来年度予算においては、これまでの努力が水泡に帰すことのないよう、なんとしても特例公債依存体質からの脱却を達成しなければならない。

2. 特例公債依存体質からの脱却は、財政改革の歩みの中での大きな節目ではあるが、これはあくまでも財政改革の第一段階にすぎないことに留意しなければならない。連年にわたり特例公債を含む大量の公債発行を続けた結果、160兆円を上回る巨額の公債残高を抱え、これに伴う利払費が歳出全体の約2割を占めるなど、我が国の財政事情は、先進諸外国と比較してみても依然として極めて厳しい。更に、これまでいわゆる財政支出の繰延べ等の特例的歳出削減措置がとられてきているほか、国鉄清算事業団長期債務の処理問題も残されていること等を併せ考えれば、財政が健全体に復したとは決して言えず、財政改革はなお途半ばと言わざるを得ない。

# 平成31年度予算編成に向けて（続き）

平成2年度特例公債依存体質脱却後の中期的財政運営の在り方についての報告（平成2年3月1日 財政制度審議会）（抜粋）

## 第1章 これまでの財政改革の足跡と残された問題点等

1. 我が国財政は、第1次石油危機に伴う景気の落ち込みと税収減を契機として、昭和50年度補正予算において特例公債の発行を余儀なくされて以来、連年にわたって特例公債を含む多額の公債発行を続けてきた。

この間、政府はできるだけ早く特例公債に依存しない財政に復帰することを目指して、特例公債依存体質からの脱却に努めてきたが、その道のりは決して平坦なものではなく、その実現を見るのに15年もの歳月を要することとなった。

2. これまでの財政改革の足跡を簡単に回顧すれば、次のとおりである。

まず、昭和50年代初めには、昭和55年度までには特例公債に依存しない状態に復帰することを目指していた。しかし、実際には、景気対策の要請に応えるために、建設公債の増発を行うことにより一般歳出の伸びは引き続き高い水準とする一方、税収は伸び悩んだため、特例公債を含む公債発行額はむしろ増加を続け、昭和54年度当初予算においては、公債依存度は39.6%に達するに至った。

昭和54年には、特例公債の本格的な償還が始まるまでに、すなわち昭和59年度までに特例公債依存体質から脱却するよう目標を改めた。そのため、昭和55年度予算編成においては、歳出の抑制により特例公債を減額するというように基本方針を転換し、一般行政経費についてゼロ・シーリングという厳しい概算要求基準を設定するなど、歳出の節減合理化に取り組み始めた。昭和55年度予算は、前年度当初予算より1兆円公債発行額を減額し、財政再建の第一歩を踏み出した。それ以降、臨時行政調査会の答申等をも踏まえ、歳出の抑制に重点を置いた財政改革が推進された。しかしながら、第2次石油危機の発生とそれに続く世界経済の同時不況による我が国経済の成長低下のため、昭和56、57年度の両年度にわたり税収の伸びが急激に鈍化したことにより、この目標をも断念せざるを得なくなった。

そして、昭和58年、新しい中期的な経済運営の指針として「1980年代経済社会の展望と指針」が策定され、その中において「昭和65年度（平成2年度）特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引下げ」という目標が示された。

この目標の下、昭和58年度からはマイナス・シーリングを設定する等厳しい概算要求基準の設定を梃子として、年金・医療保険制度、老人保健制度等の改革、地方財政対策の改革、補助率等の見直し、食糧管理費の合理化、三公社の民営化等種々の制度改革等を行うことにより、歳出の節減・合理化に取り組んできた。

このような努力の積み重ねの結果、一般歳出は昭和58年度から62年度の5年間にわたり、対前年度同額以下に抑制され、さらに、最近の景気の好調等による税収の伸びにも恵まれたことから、ようやく平成2年度予算において、特例公債依存体質からの脱却という目標が達成された。

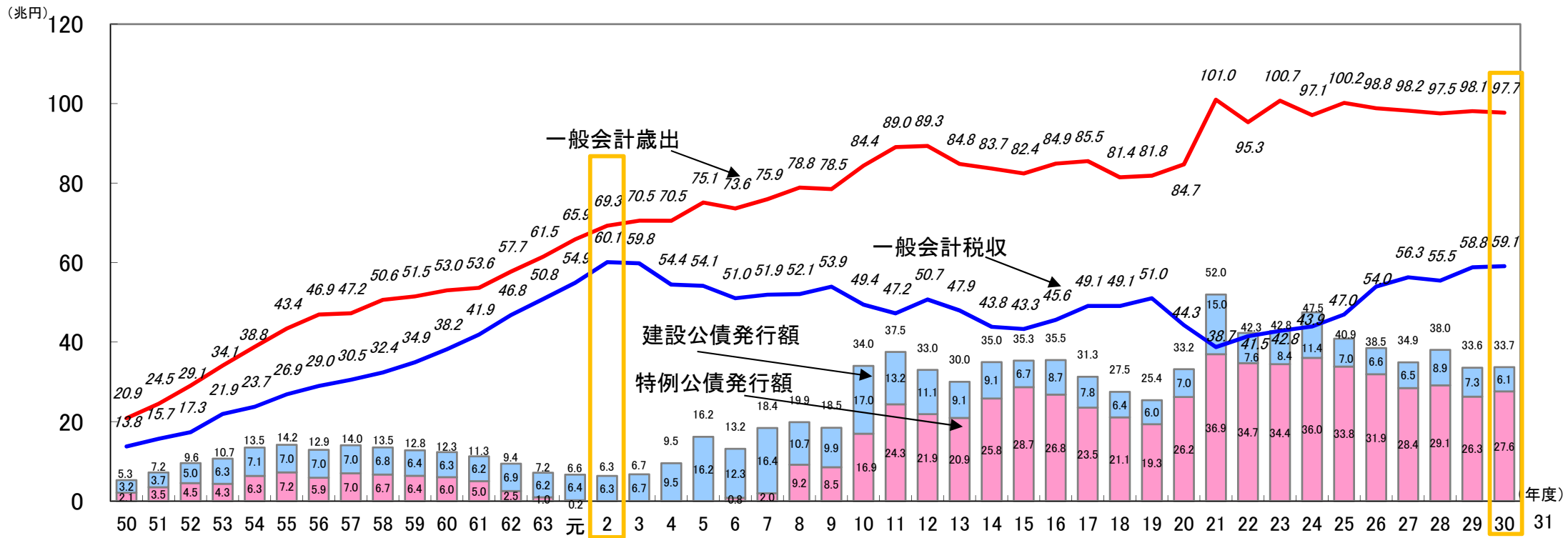
（中略）

4. 他方、我が国財政の現状を見ると、平成2年度予算において特例公債依存体質からの脱却が達成されたとはいえ、財政体質は次のように極度に悪化した状態にある。

（以下略）

# 一般会計における歳出・歳入の状況

○ 歳出と歳入の差額は、特例公債脱却を達成した平成2年度以降、拡大傾向を続けている。



バブル経済 (1990-1999) | バブル経済崩壊 (2000-2009) | いざなぎ景気 (2010-2019) | リーマン不況 (2020-2023)

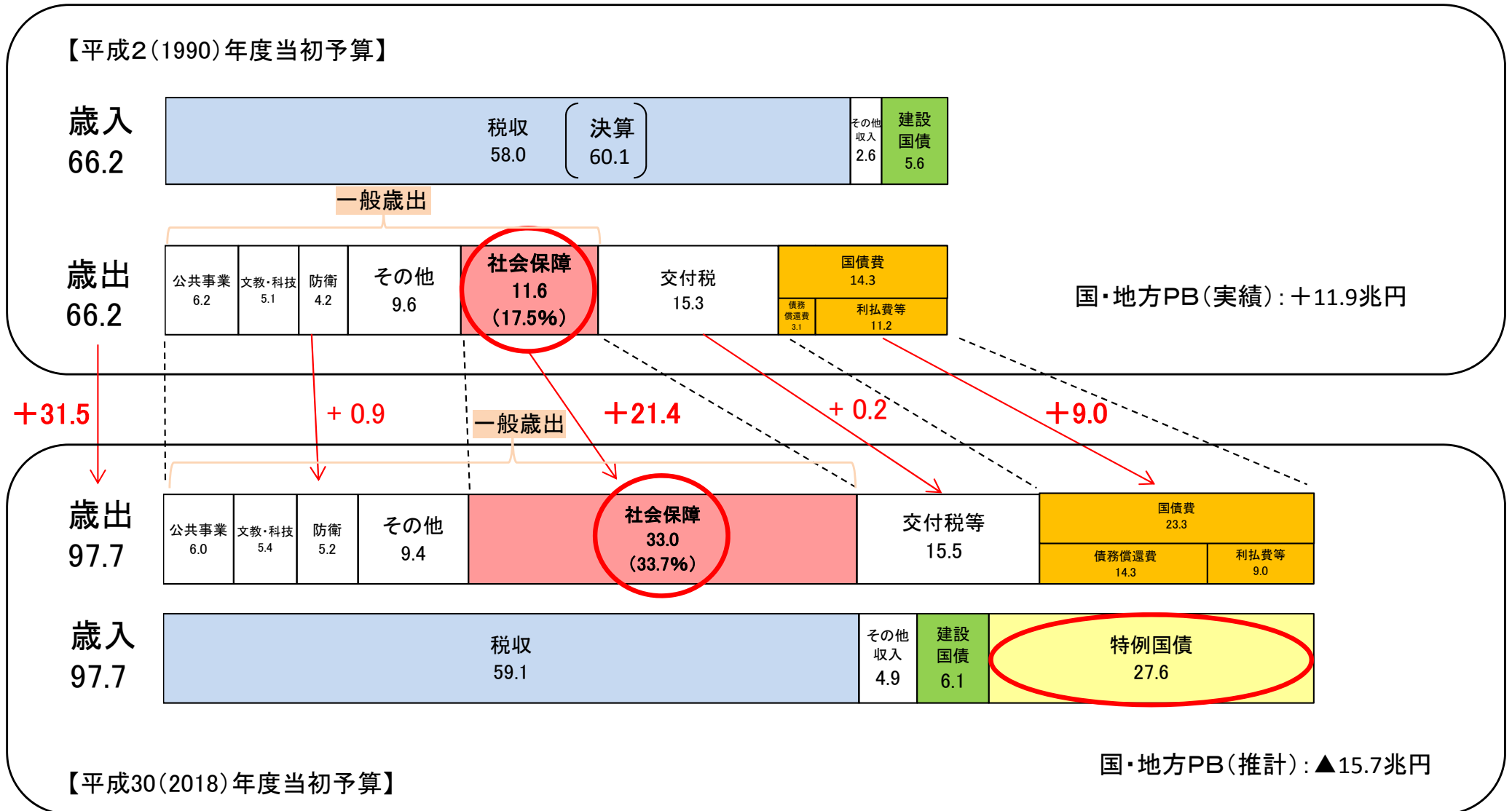
- 55年度** 特例公債脱却目標設定
- 59年度** 第二次石油危機 特例公債脱却目標設定
- 65年度** マイナス・シーリング 特例公債脱却目標設定
- ゼロ・シーリング
- 基礎年金制度導入
- 日本国有鉄道民営化
- プラザ合意
- 日本専売公社民営化
- 消費税法成立
- 日本国有鉄道民営化
- 消費税法成立
- 消費税率導入(3%)
- 臨時特別公債発行(湾岸戦争への対応)
- 特例公債発行脱却
- 消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は4
- 東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。
- 所得税減税(税率引下げ)
- 法人税減税(税率引下げ)
- 介護保険制度導入
- 14年度国債発行額30兆円以下目標
- 2010年代初頭のPB黒字化目標設定
- 所得税から住民税への税源移譲
- 2011年度のPB黒字化目標設定
- 郵政民営化
- 後期高齢者医療制度導入
- 21年度税制改正法附則104条
- 2020年度PB黒字化・2015年度中間目標設定
- 東日本大震災 補正予算で復興債発行
- 年金特例公債発行(25年度)
- 税制本改革法成立
- 消費税率5%→8%
- PB中間目標達成
- 消費税率8%→10%
- 2025年度PB黒字化目標設定

(注1) 平成29年度までは決算、平成30年度は予算による。  
 (注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6~8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は4東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

# 平成2（1990）年度と平成30（2018）年度における国の一般会計歳出・歳入の比較

○ 特例公債の発行から脱却することのできた平成2年度予算と比較すると、平成30年度予算では、社会保障関係費が大幅に増え、特例公債（赤字公債）でまかなっている。

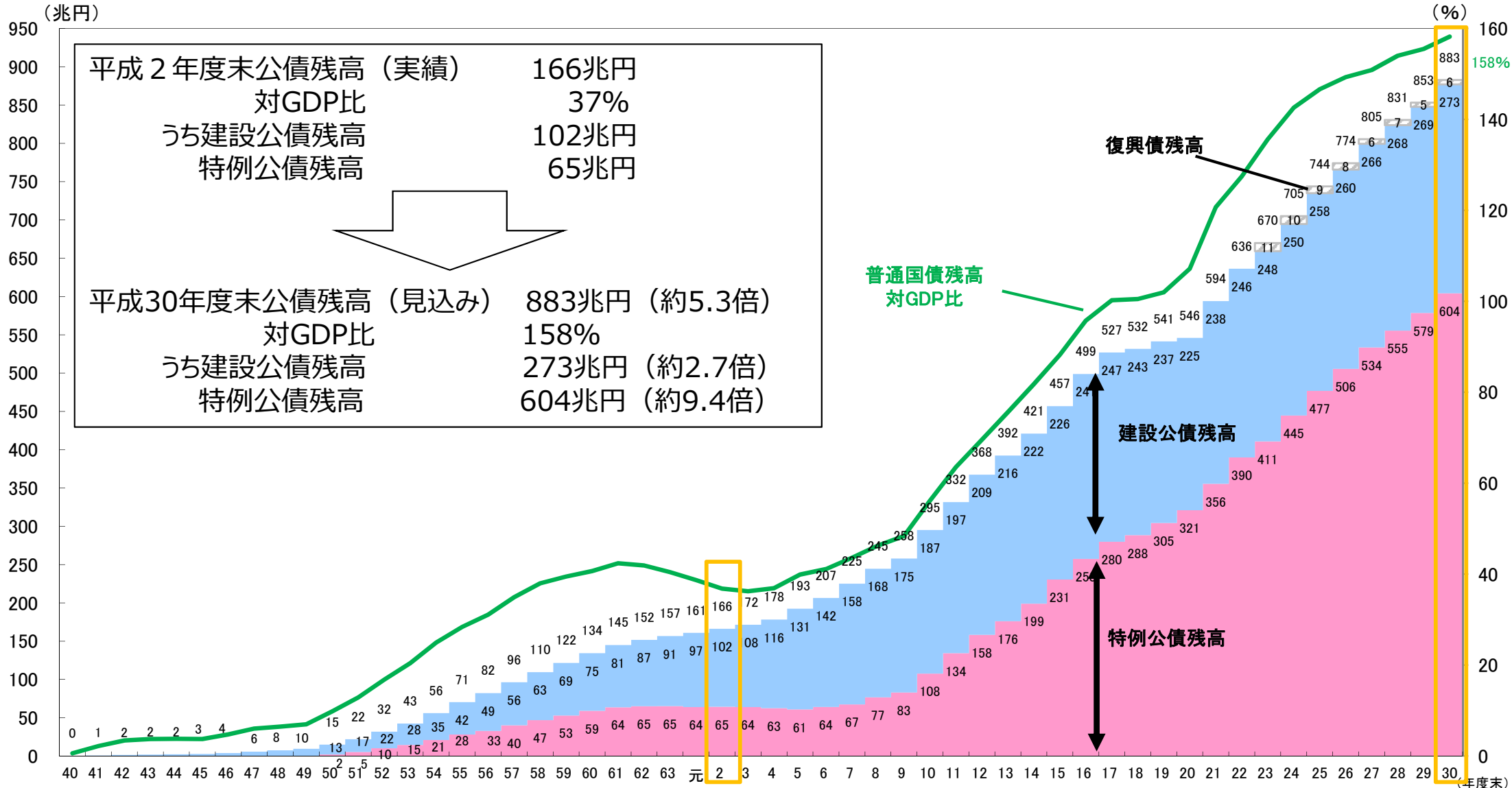
（単位：兆円）



(注1) 括弧内は一般会計歳出に占める社会保障関係費の割合。  
 (注2) 平成2年度の一般歳出には、産業投資特別会計への繰入等を含む。

# 公債残高の累増

○ 「平成2年度予算の編成に関する建議」で「160兆円を上回る巨額の債務残高」とされていた公債残高は、累増の一途を辿っている。



平成2年度末公債残高 (実績)	166兆円
対GDP比	37%
うち建設公債残高	102兆円
特別公債残高	65兆円
↓	
平成30年度末公債残高 (見込み)	883兆円 (約5.3倍)
対GDP比	158%
うち建設公債残高	273兆円 (約2.7倍)
特別公債残高	604兆円 (約9.4倍)

(注1) 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、平成30年度末は予算に基づく見込み。  
 (注2) 特別公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債、臨時特別公債、減税特別公債及び年金特別公債を含む。  
 (注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担)を公債残高に含めている(平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:10.3兆円、平成25年度末:9.0兆円、平成26年度末:8.3兆円、平成27年度末:5.9兆円、平成28年度末:6.7兆円、平成29年度末:5.5兆円、平成30年度末:5.8兆円)。  
 (注4) 平成30年度末の翌年度借換のための前倒借換額を除いた見込額は828兆円程度。

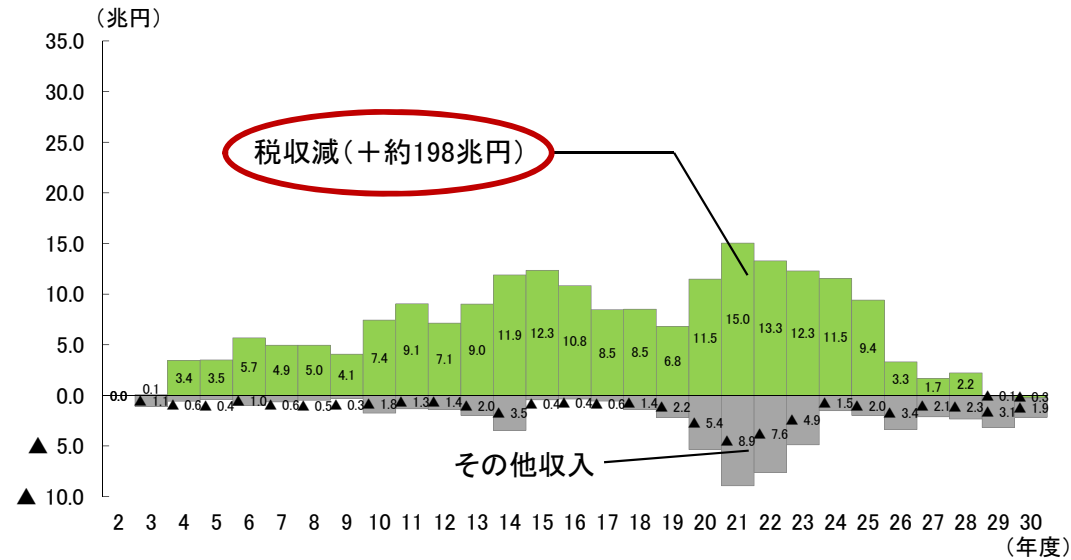
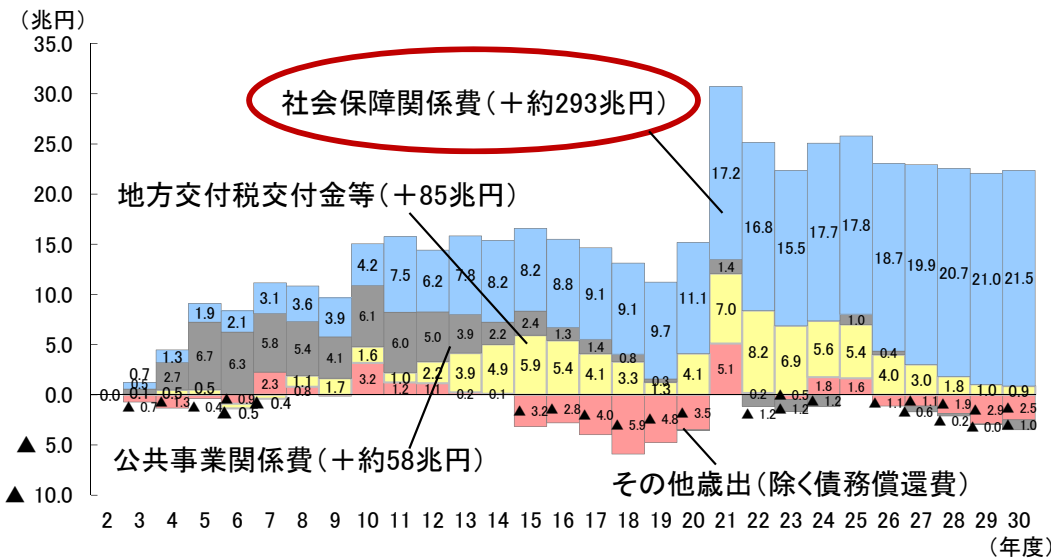
# 普通国債残高の増加要因

- 特例公債の発行から脱却することのできた平成2年度以降の普通国債残高の累増について見てみると、
  - ・ 歳出面では、当初は公共事業関係費の増加が主要因だったが、近年では高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加や地方財政の悪化に伴う財源不足の補てん(地方交付税交付金等)の増加が
  - ・ 歳入面では、景気の悪化や減税による税収の落ち込みが主要因となっている。

平成2年度末から30年度末にかけての普通国債残高増加額：約711兆円

歳出の増加要因：+約416兆円

税収等の減少要因：+約135兆円



平成2年度の収支差分による影響：+約79兆円

その他の要因(国鉄等債務承継など)：+約80兆円

部分で普通国債残高増加額の約7割を占める。

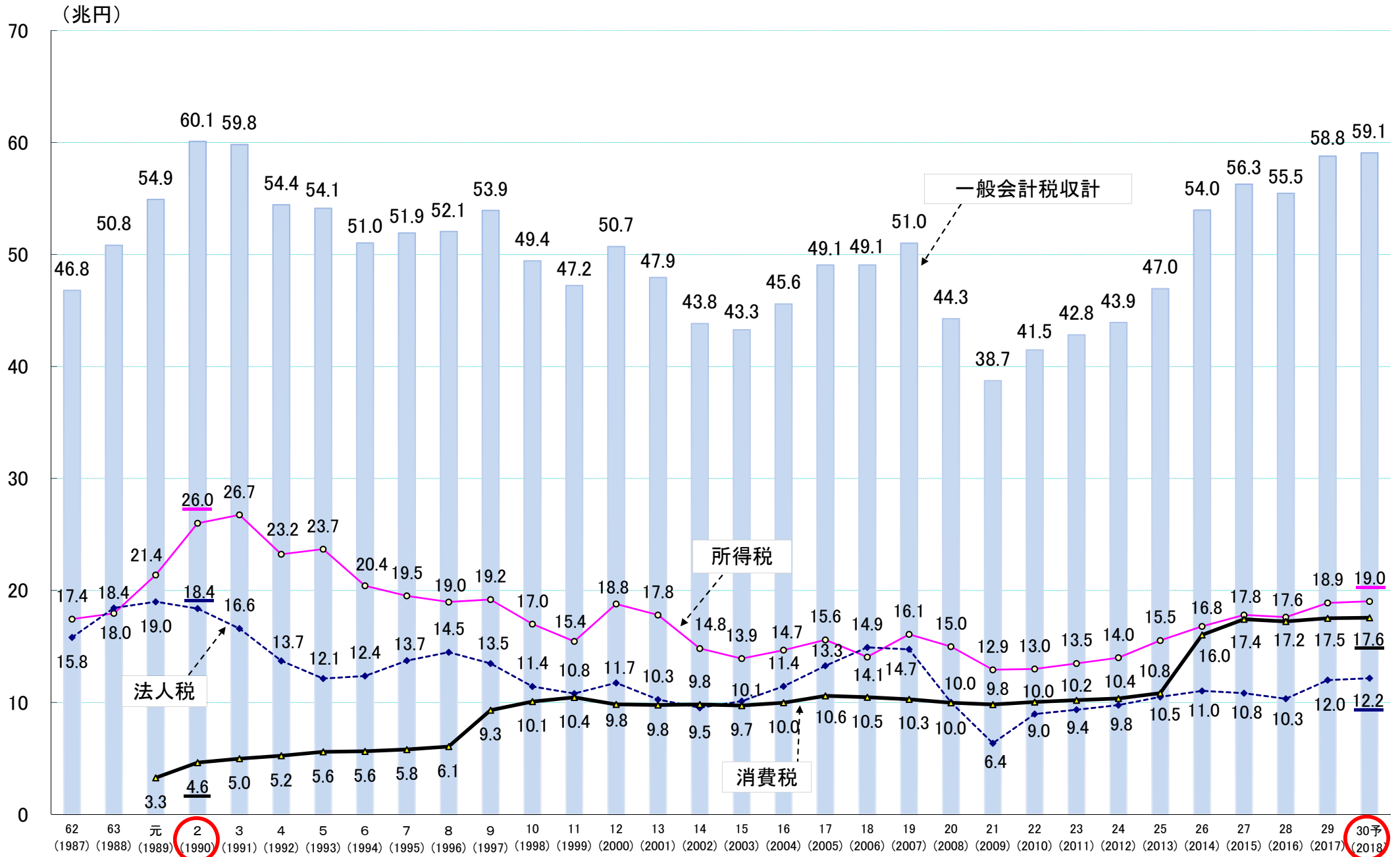
(注1) 平成29年度までは決算、平成30年度は予算による。

(注2) 東日本大震災からの復興のために平成23～平成32年度まで実施する政策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担)を公債残高からは除くとともに(平成30年度末で5.8兆円)、平成23年度歳出のうち復興債発行に係るもの(7.6兆円)を除いている。

(注3) 税収のうち交付税法定率分は、歳入歳出両建てである(増減が公債残高の増加に影響しない)ため、歳出・歳入双方の増減要因から控除し、地方交付税交付金等のうちの交付税法定率分以外の部分(地方の財源不足補てん部分等)を歳出の増加要因として計上している。



# (参考) 税収の推移



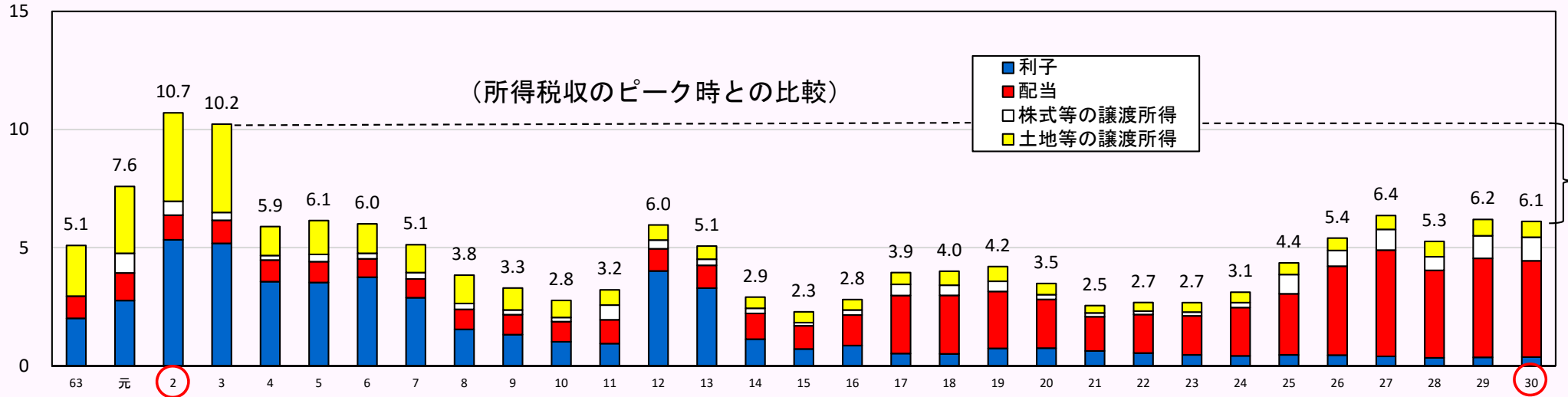
(注) 平成29年度以前は決算額、平成30年度は予算額である。

(年度)

# (参考) 税収の減少要因について

## 所得税収の減収要因

(兆円) ★所得税収のうち主たる分離課税分

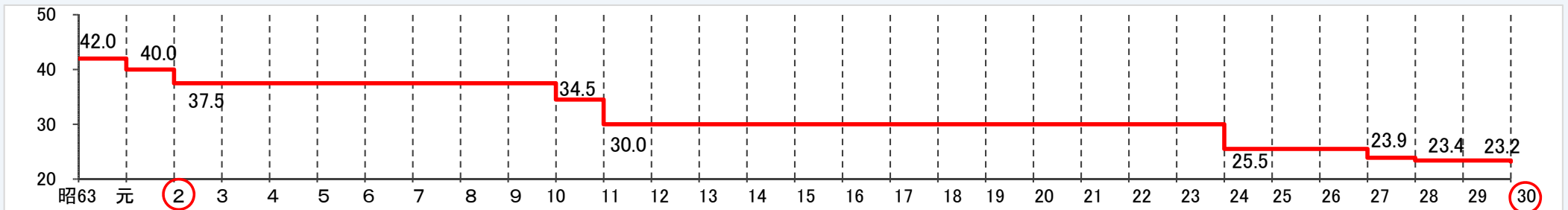


※平成30年度は予算額である。

分離課税分の落ち込み + 制度減税(増税との差引)および税源移譲分  
 → 約▲4兆円 + → 約▲4兆円

## 法人税率の推移

(%)



# 国及び地方の長期債務残高

○ 普通国債残高以外にも借入金や地方債務残高などの長期債務が存在。これらを国・地方の双方について集計した「国及び地方の長期債務残高」は、平成30年度末に1,107兆円(対GDP比198%)に達する見込み。

(単位:兆円)

	平成2年度末 (1990年度末) <実績>	平成5年度末 (1993年度末) <実績>	平成10年度末 (1998年度末) <実績>	平成15年度末 (2003年度末) <実績>	平成20年度末 (2008年度末) <実績>	平成25年度末 (2013年度末) <実績>	平成26年度末 (2014年度末) <実績>	平成27年度末 (2015年度末) <実績>	平成28年度末 (2016年度末) <実績>	平成29年度末 (2017年度末) <実績見込み>	平成30年度末 (2018年度末) <予算>
国	199 (197)	242 (239)	390 (387)	493 (484)	573 (568)	770 (747)	800 (772)	834 (792)	859 (815)	881 (832)	915 (860)
普通国債 残高	<u>166</u> (165)	193 (190)	295 (293)	457 (448)	546 (541)	744 (721)	774 (746)	805 (764)	831 (786)	853 (805)	<u>883</u> (828)
対GDP比	<u>37%</u> (37%)	40% (39%)	56% (56%)	88% (87%)	107% (106%)	147% (142%)	149% (144%)	151% (143%)	154% (146%)	155% (147%)	<u>158%</u> (148%)
地方	67	91	163	198	197	201	201	199	197	195	192
対GDP比	15%	19%	31%	38%	39%	40%	39%	37%	37%	35%	34%
国・地方 合計	<u>266</u> (264)	333 (330)	553 (550)	692 (683)	770 (765)	972 (949)	1001 (972)	1033 (991)	1056 (1012)	1076 (1027)	<u>1107</u> (1052)
対GDP比	<u>59%</u> (59%)	69% (68%)	105% (105%)	134% (132%)	151% (150%)	192% (187%)	193% (188%)	193% (186%)	196% (188%)	196% (187%)	<u>198%</u> (189%)

(注1) GDPは、平成28年度までは実績値、平成29年度及び30年度は政府見通しによる。

(注2) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担。

平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:10.3兆円、平成25年度末:9.0兆円、平成26年度末:8.3兆円、平成27年度末:5.9兆円、平成28年度末:6.7兆円、平成29年度末:5.5兆円、平成30年度末:5.8兆円)及び、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債(平成24年度末:2.6兆円、平成25年度末:5.2兆円、平成26年度末:4.9兆円、平成27年度末:4.6兆円、平成28年度末:4.4兆円、平成29年度末:4.1兆円、平成30年度末:3.9兆円)を普通国債残高に含めている。

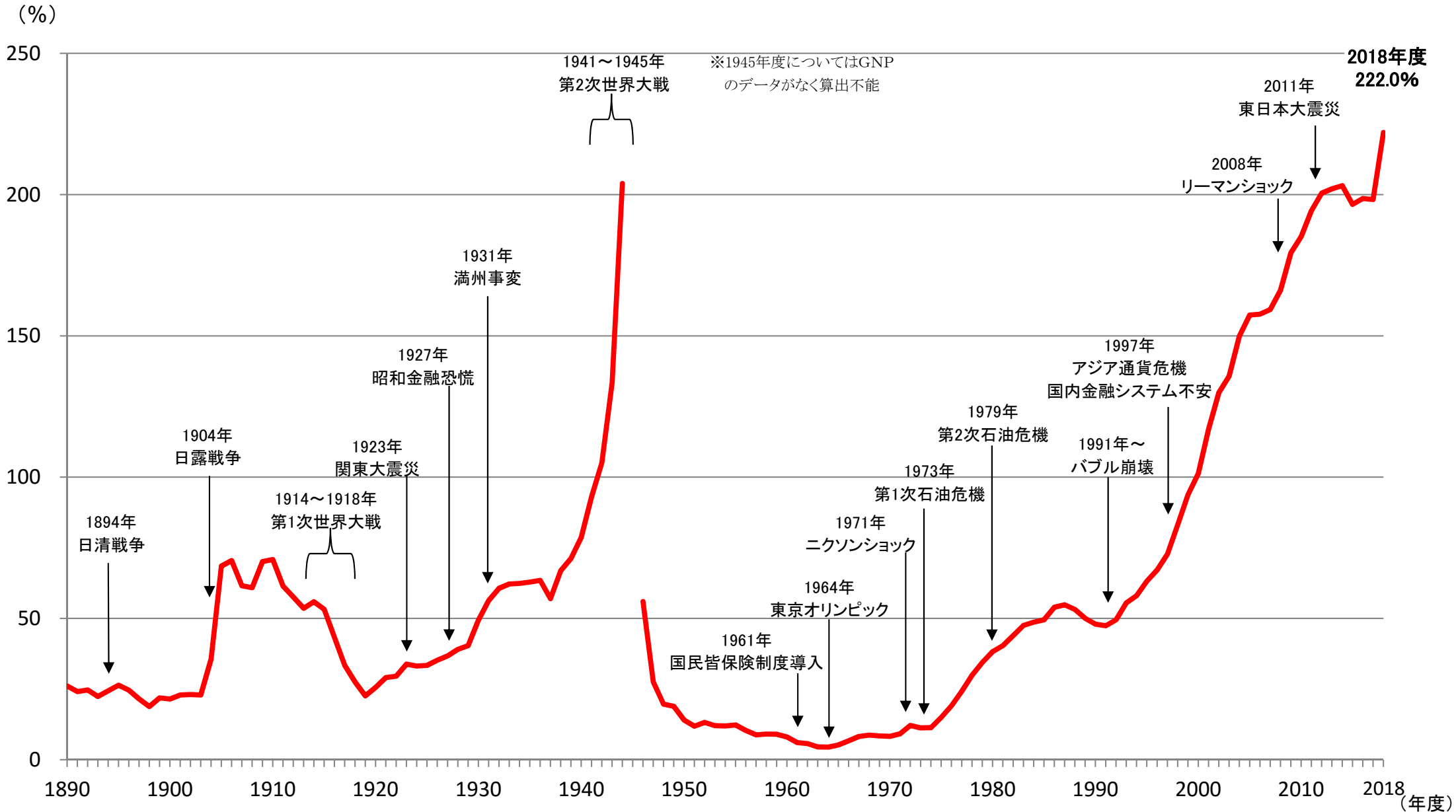
(注3) 平成29年度末までの( )内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。平成30年度末の( )内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。

(注4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(平成30年度末で32兆円程度)である。

(注5) 平成29年度以降は、地方は地方債計画等に基づく見込み。

(注6) このほか、平成30年度末の財政投融资特別会計国債残高は94兆円程度。

# 戦前からの債務残高の推移

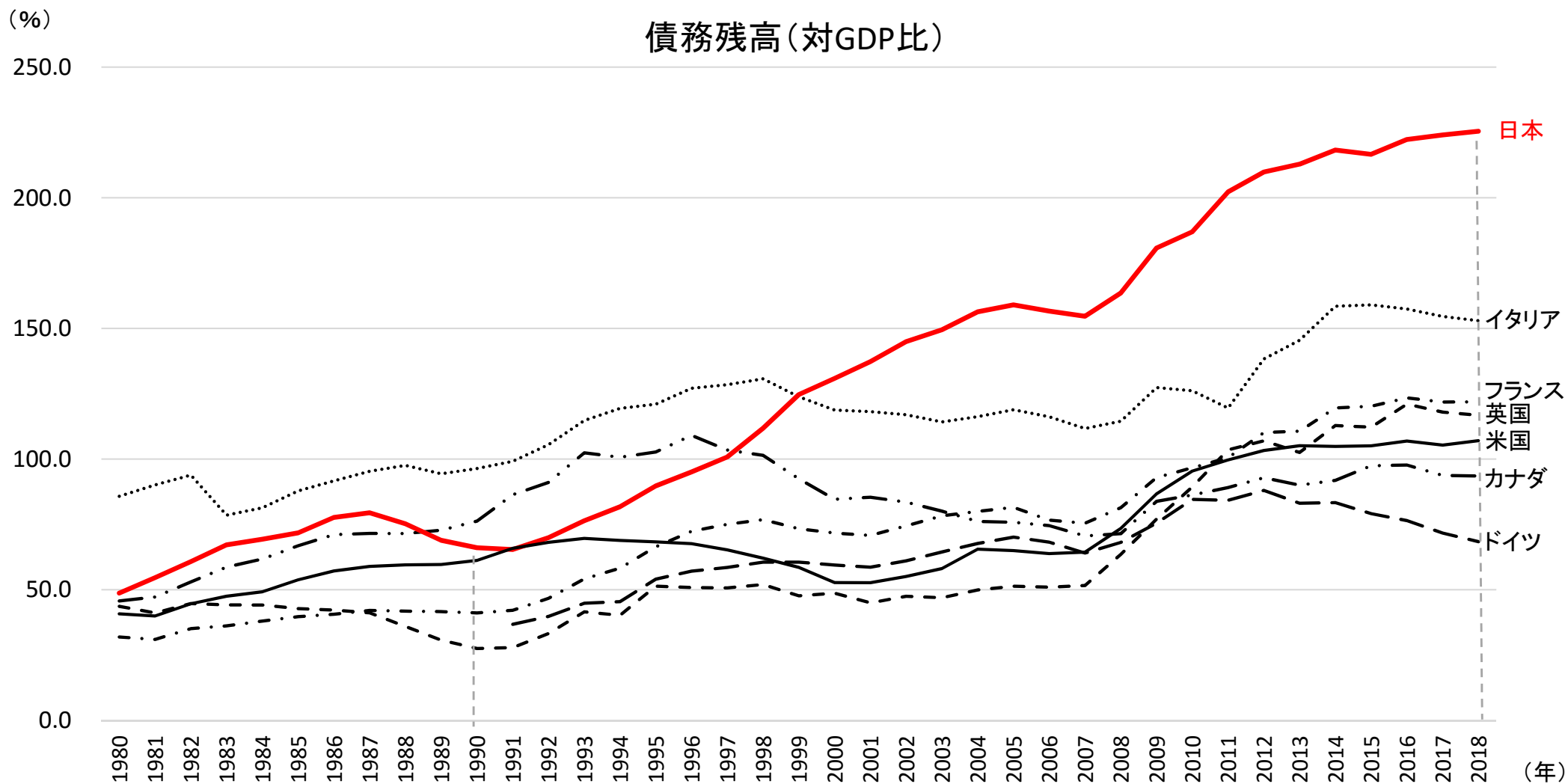


(注1) 政府債務残高は、「国債及び借入金現在高」の年度末の値(「国債統計年報」等による)。2017年度は年度末の見込み。2018年度は予算ベースの計数であり、政府短期証券のうち財政融資資金証券、外国為替資金証券、食糧証券の残高が発行限度額(計197兆円)となっていることに留意。なお、1945年は第2次世界大戦終結時によりGNPのデータがなく算出不能。

(注2) GDPは、1929年度までは「大川・高松・山本推計」における粗国民支出、1930年度から1954年度までは名目GNP、1955年度以降は名目GDPの値(1954年度までは「日本長期統計総覧」、1955年度以降は国民経済計算による)。ただし、2018年度は、内閣府「中長期試算」(平成30年7月9日)による。

# 債務残高（対GDP比）の推移（国際比較）

○ 「平成2年度予算の編成に関する建議」において、「我が国の財政事情は、先進諸外国と比較してみても依然として極めて厳しい」とされていたが、債務残高の対GDP比についてみると、平成2年末は60%台でありイギリス・フランス・米国を上回るも、イタリア・カナダを下回る水準であった。足下では200%を超えており、どの先進諸外国よりも極めて高い水準となっている。



(出典) OECD「Economic Outlook103」  
(注) データはいずれも一般政府ベース。

# 平成元年度と直近の社会・経済状況の比較

	平成元年度
人口（注1）	1億2,321万人
～14歳	2,320万人
15～64歳	8,575万人
65歳～	1,431万人
65歳以上人口割合 （高齢化率）	11.6%
3大都市圏（注2）	6,012万人
うち東京圏	3,155万人
地方（3大都市圏以外）	6,308万人

直近	増減
1億2,649万人	+ 329万人
1,552万人	▲ 768万人
7,564万人	▲1,011万人
3,533万人	+2,102万人
27.9%	+ 16.3%pt
6,605万人	+ 592万人
3,644万人	+ 489万人
6,066万人	▲ 242万人

就業者（注3）	6,128万人
男性	3,654万人
女性	2,474万人
15～64歳	5,793万人
65歳～	335万人
自営業者等（注4）	1,635万人
雇用者	4,269万人
うち正規	3,452万人
うち非正規	817万人
1次産業	463万人
2次産業	2,069万人
3次産業	3,566万人



6,530万人	+ 402万人
3,672万人	+ 18万人
2,859万人	+ 385万人
5,724万人	▲ 69万人
807万人	+ 472万人
1,062万人	▲ 573万人
5,460万人	+1,191万人
3,423万人	▲ 29万人
2,036万人	+1,219万人
221万人	▲ 242万人
1,553万人	▲ 516万人
4,649万人	+1,083万人

名目GDP（注5）	427.3兆円
名目成長率（注5）	6.7%
名目長期金利（注6）	7.45%

548.7兆円	+121.4兆円
1.7%	▲ 5.0%pt
0.107%	▲ 7.3%pt

## （参考）

訪日外国者数（注7）	284万人
------------	-------

2,869万人	+2,586万人
---------	----------

（出所）総務省「人口推計」、総務省「労働力調査」、内閣府「国民経済計算」、Bloomberg、日本政府観光局（JNTO）「訪日外客数」

（注1）人口、高齢化率は、平成元年度については平成元年10月1日時点の値、直近については平成30年3月1日時点の値。ただし、年齢区分別人口については国勢調査に基づく補正が行われていないため合計値が一致しない。

（注2）3大都市圏人口等は、平成元年度については平成元年10月1日時点の値、直近については平成29年10月1日時点の値。

（注3）就業者の人数は、平成元年度については平成元年の年平均の値、直近については平成29年の年平均の値。

（注4）自営業者等及び雇用者の人数は、平成元年度については平成元年2月時点の値、直近については平成29年平均の値。雇用者は役員を除いた人数。自営業者等の人数は就業者から雇用者（役員除く）を差し引いた人数。

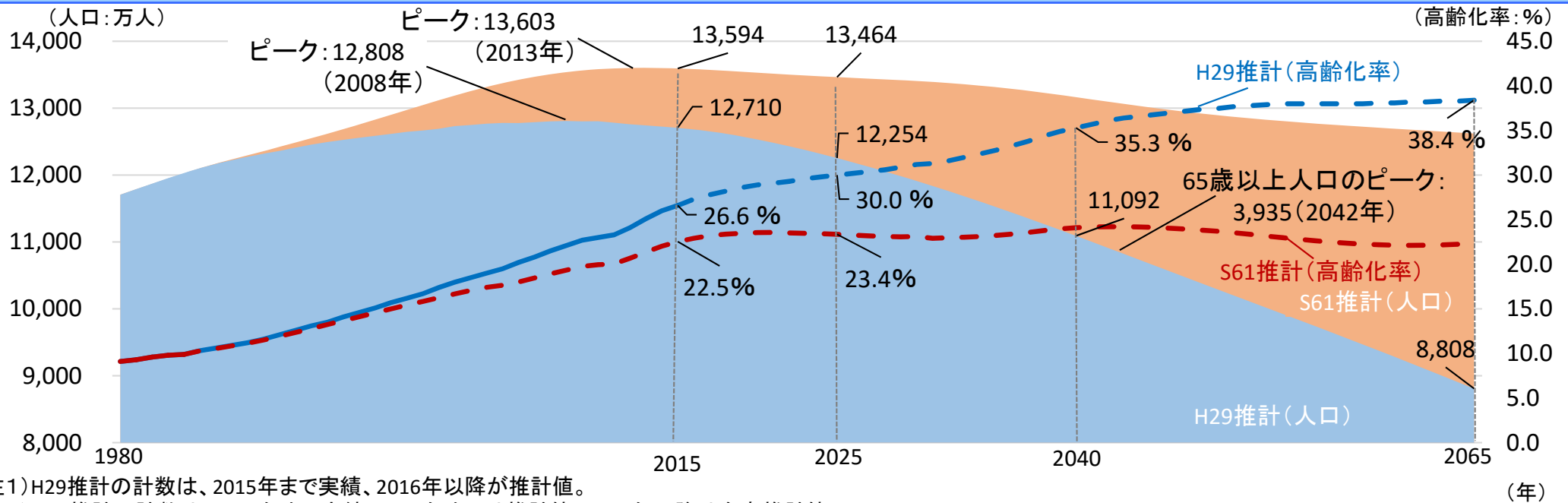
（注5）名目GDP、名目成長率は、年度ベース。直近については平成30年4-6月期1次速報による平成29年度の値。

（注6）名目長期金利は、平成元年度については平成元年3月31日時点の値、直近については平成30年8月31日の値。

（注7）訪日外国者数は、平成元年度については平成元年の値、直近については平成29年の値。

# 将来人口推計（平成初期の前提と足元の前提の比較）

- 平成初期まで将来世代へ負担を先送りする特例公債からの脱却が目指されてきたが、当時の人口推計が描いた姿と現状とは大きく異なっている。
- 具体的には、出生率の低下等により、当時想定されていた「将来世代」の数は想定より大幅に減少している。他方で、寿命の伸長等により高齢者人口は想定より増加している。
- 足元の人口推計によれば、そのように増加した現世代への給付(受益)に係る負担が、更に先細りする将来世代に先送られることになるため、特例公債の発行等による将来世代への負担の先送りの影響は、当時より深刻と言えるのではないか。



(注1) H29推計の計数は、2015年まで実績、2016年以降が推計値。

(注2) S61推計の計数は、1984年まで実績、2025年までは推計値、2026年以降は参考推計値。

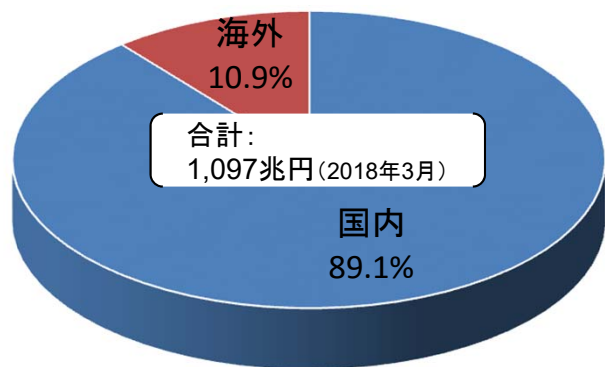
		2015年			2025年		
		S61推計	実績	差分	S61推計	H29推計	差分
人口 (万人)	総人口	13,594	12,710	▲884	13,464	12,254	▲1,222
	～14歳	2,388	1,595	▲793	2,208	1,407	▲800
	15～64歳	8,142	7,728	▲414	8,110	7,170	▲940
	65歳～(高齢化率)	3,064(22.5%)	3,387(26.6%)	+323(+4.1%pt)	3,147(23.4%)	3,677(30.0%)	+531(+6.6%pt)
合計特殊出生率		1.99	1.45	▲0.54	2.00	1.42	▲0.58
平均寿命 (歳)	男	77.63	80.75	+3.12	77.87	81.89	+4.02
	女	83.59	86.99	+3.39	83.85	88.21	+4.36

(出典) 国立社会保障人口問題研究所「日本の将来人口推計」(中位推計)、厚労省「人口動態調査」、厚労省「生命表」

# 国債の保有・流通市場の状況

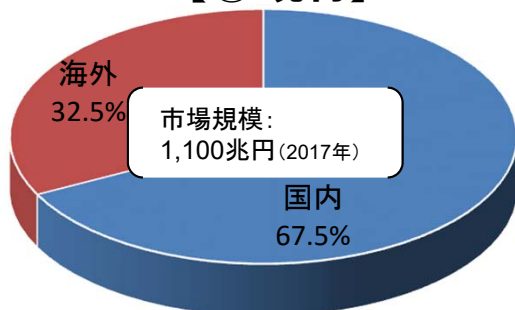
- グローバル化が進展し、国際的な金融取引が増加する中、海外投資家の国債保有割合は上昇している。
- 海外投資家は、売買を積極的に行うことから、国債流通市場でのプレゼンスは高まっており、海外投資家からの財政への信認を確保する必要性が一層増している。

## ① 海外投資家の国債保有割合

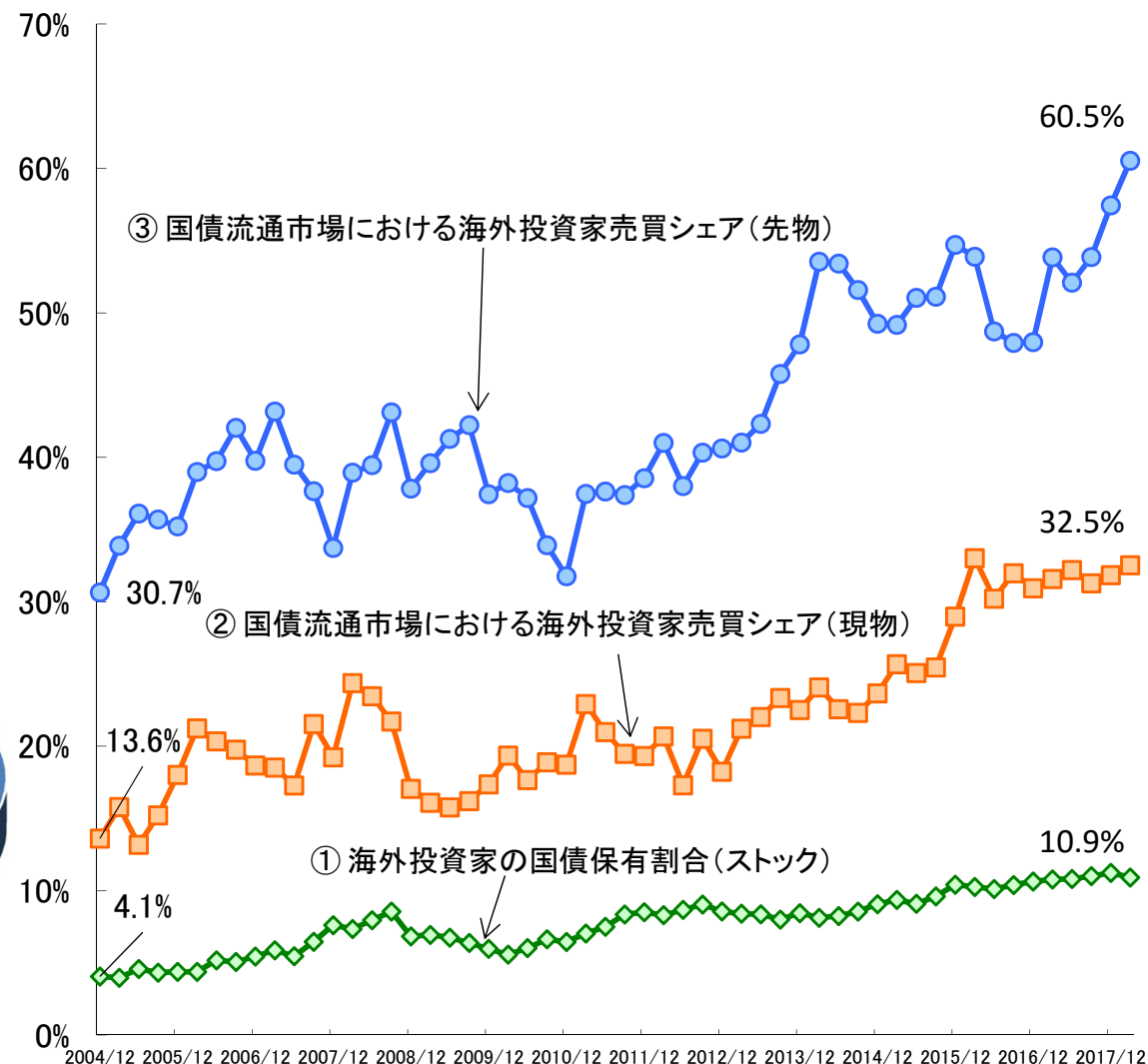
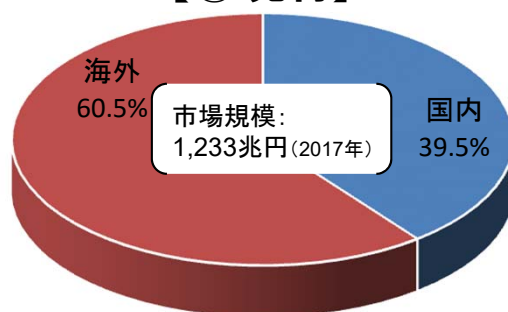


## 国債流通市場における海外投資家売買シェア

### 【② 現物】



### 【③ 先物】



(注1) 国庫短期証券(T-Bill)を含む。②現物は債券ディーラー分を除いた計数。

(注2) 海外投資家の国債保有割合(左図)は、2018年3月時点における割合であり、国債流通市場における海外投資家売買シェア(左図)は、2018年第1四半期(1-3月)における割合。

(注3) ②現物の市場規模は2017年の各月の売買金額の合計額であり、③先物の市場規模は2017年の取引高の金額である。

(出所) 日本銀行、日本証券業協会、東京証券取引所、大阪取引所



# 1. 平成の財政

(1) 財政状況の推移

(2) 財政健全化に向けた取組

2. 骨太の方針2018、中長期試算

# これまでの財政健全化目標等の変遷

- 昭和51年以降は「特例公債脱却」を掲げ、平成2年度予算において達成。しかし、阪神・淡路大震災への対応に係る平成6年度補正予算において特例公債が発行され、以降、特例公債の発行が続いている。
- その後、平成9年の「財政構造改革法」により、平成15年度以降の特例公債脱却が目指されたが、アジア通貨危機の発生や国内金融機関の破たん等による景気低迷を受け、平成10年の停止法により凍結されるに至っている。
- 以降、財政健全化目標(フロー)は、「特例公債脱却」から「国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化」に転換され、目標達成が目指されてきた。

昭和51年 5月14日	昭和50年代前期経済計画 (閣議決定)	特例公債脱却	昭和55年度までのできるだけ早期に特例公債に依存しない財政に復帰する。
昭和54年 9月3日	第88回臨時国会における 大平内閣総理大臣所信表明 演説		昭和59年度までに特例公債依存から脱却することを基本的な目標として、財政の公債依存体質を改善する。
昭和58年 8月12日	1980年代経済社会の展望と 指針(閣議決定)		昭和65年度(平成2年度)までに特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引下げに努め、財政の対応力の改善を図る。
平成9年 12月5日	財政構造改革の推進に関する 特別措置法(平成10年6月5日 改正、同年12月18日停止)	国・地方PBの 黒字化	平成15年度(改正後:17年度)までに国及び地方公共団体の財政赤字の対国内総生産比100分の3以下とする。一般会計の歳出は平成15年度(改正後:17年度)までに特例公債に係る収入以外の歳入をもってその財源とするものとする。
平成14年 6月25日	経済財政運営と構造改革に関する 基本方針2002(閣議決定)		2010年代初頭に国と地方を合わせたプライマリーバランスを黒字化させることを目指す。
平成18年 7月7日	経済財政運営と構造改革に関する 基本方針2006(閣議決定)		① 2011年度(平成23年度)には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する。 ② 基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを確保する。
平成21年 6月23日	経済財政改革の基本方針 2009(閣議決定)		今後10年以内に国・地方のプライマリー・バランス黒字化の確実な達成を目指す。まずは、5年を待たずに国・地方のプライマリー・バランス赤字(景気対策によるものを除く)の対GDP比を少なくとも半減させることを目指す。
平成22年 6月22日	財政運営戦略(閣議決定)		① 国・地方及び国単独の基礎的財政収支について、遅くとも2015年度(平成27年度)までにその赤字の対GDP比を2010年度(平成22年度)の水準から半減し、遅くとも2020年度(平成32年度)までに黒字化することを目標とする。 ② 2021年度(平成33年度)以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる。
平成25年 8月8日	当面の財政健全化に向けた 取組等について ―中期財政 計画―(閣議了解)		国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度(平成27年度)までに2010年度(平成22年度)に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度(平成32年度)までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。
平成27年 6月30日	経済財政運営と改革の基本 方針2015(閣議決定)	国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020年度(平成32年度)までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。	

# 財政構造改革法（1997年11月28日 成立）（抄）

## 第一章 総則

（財政構造改革の当面の目標）

第四条 財政構造改革の当面の目標は、次のとおりとする。

- 一 平成十五年度（2003年度）までに、一会計年度の国及び地方公共団体の財政赤字額（中略）を零から差し引いた額を当該会計年度の国内総生産（中略）の額で除して得られる数値（次条において「財政赤字の対国内総生産比」という。）を百分の三以下とすること。
- 二 平成十年度から平成十四年度までの間の各年度に国の一般会計において特例公債（中略）を発行する場合には、その発行額の縮減を図りつつ、一般会計の歳出（同法第二十九条で定める補正予算が作成された場合における一般会計の歳出を含む。）は、平成十五年度までに特例公債に係る収入以外の歳入をもってその財源とするものとし、あわせて同年度の予算における公債依存度（一般会計の歳入（補正予算が作成された場合における一般会計の歳入を含む。）の額における公債金収入の額（中略）を平成九年度の予算における公債依存度に比して引き下げること。

（国の財政運営の当面の方針）

第六条 国は、第四条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、財政運営に当たり、一般歳出の額（中略）を抑制するとともに、次に掲げる観点等を踏まえ、特別会計を含むすべての歳出分野を対象とした改革を推進することを当面の方針とする。

（中略）

六 国民負担率（中略）を百分の五十を上回らないように抑制すること。

2 政府は、平成十年度の当初予算（中略）を作成するに当たり、一般歳出の額が平成九年度の当初予算における一般歳出の額を下回るようにするものとする。

## 附則

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後必要に応じ、財政構造改革の実施状況等を勘案し、国及び地方公共団体の財政の在り方について検討を加え、第四条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成のため必要があると認めるときは、更なる歳出の改革と縮減の措置を講ずるものとする。

# 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（骨太方針2006）のポイント

○ 骨太の方針2006では、以下の3つの時期ごとに、財政健全化の進め方を提示。

<p>第Ⅰ期 (2001年度～2006年度)</p>	<p>第Ⅱ期 (2007年度～2010年代初頭)</p>	<p>第Ⅲ期 (2010年代初頭 ～2010年代半ば)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>不良債権問題は2004年度末には正常化し、企業部門の三つの過剰問題(雇用・設備・債務)も解消した。</li> <li>財政状況については、国と地方の基礎的財政収支赤字は2002年度にはGDP比6%弱にまで悪化したが、<b>2006年度には半減し3%を下回る見込み</b>である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第Ⅰ期と同程度の財政健全化努力を継続し、<b>2011年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化</b>する。</li> </ul> <p>【財政健全化に当たっての考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財政健全化を考えるに当たっては、経済の見通しに関し、過度の楽観視も悲観視もすることなく、<b>名目経済成長率3%程度の堅実な前提に基づいて、必要な改革措置を講ずることとする。</b></li> <li>この前提の下で、2011年度に国・地方の基礎的財政収支を黒字化するために<b>必要となる対応額(歳出削減又は歳入増が必要な額)は、16.5兆円程度と試算される。</b></li> </ul> <p>【歳出改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2011年度に基礎的財政収支の黒字化を達成することを目標にするということは、歳出削減が不徹底ならば、その分だけ国民負担が増加するという他にない。<b>過去5年間の改革実績も踏まえながら、ゼロベースから聖域なく歳出を見直すことによって、国民負担の増加をできるだけ小さなものとするために最善の努力を尽くすことを基本方針</b>とする。</li> <li>制度的な見直しにまで立ち入った、徹底した歳出の見直しを行い、国民生活への影響も十分に吟味しつつ、メリハリのある歳出改革を行う。</li> </ul> <p>【歳入改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>2011年度に国・地方合わせた基礎的財政収支の黒字化を達成するために策定した要対応額と歳出削減額との差額については、税本来の役割からして、主に税制改革により対応すべきことは当然</b>である。</li> <li>今後の税制改革では、2011年度単年度における目標が達成されさえすればよいというのではなく、改革後の税制が構造的持続的に上記の中長期的な目標を達成し得る体質を備えなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、<b>国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保</b>する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、<b>債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げ</b>ることを確保する。</li> </ul> <p>【歳出・歳入一体改革の基本的な方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>社会保障のための安定財源を確立し、将来世代への負担の先送りから脱却することを目指す必要</b>がある。</li> </ul>

# 「骨太2015」（平成27年6月30日閣議決定）の「経済・財政再生計画」のポイント

「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進し、安倍内閣のこれまでの取組を強化。

## 財政健全化目標等

- 財政健全化目標を堅持。「国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。」

## 歳出改革の基本的考え方

- 国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。
- 地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。
- 計画の中間時点(2018年度)において、下記を目安に照らし、歳出改革、歳入改革それぞれの進捗状況、KPIの達成度等を評価し、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討。

## 歳出改革の目安

<目安1> PB赤字対GDP比:2018年度▲1%程度

<目安2> 国の一般歳出の水準:

安倍内閣のこれまでの3年間では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続。

<目安3> 社会保障関係費の水準:

安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の効果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び(1.5兆円程度)となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020年度に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。

<目安4> 地方の歳出水準:

国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

## 1. 平成の財政

(1) 財政状況の推移

(2) 財政健全化に向けた取組

## 2. 骨太の方針2018、中長期試算

# 「骨太2018」（平成30年6月15日閣議決定）の「新経済・財政再生計画」のポイント①

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を加速、拡大

## 財政健全化目標

- 団塊世代が75歳に入り始めるまでに、社会保障制度の基盤強化を進め、全ての団塊世代が75歳以上になるまでに、財政健全化の道筋を確かなものとする必要。
- このため、財政健全化目標については、
  - 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス(PB)黒字化を目指す。
  - 同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

## 社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」の設定(2019～2021年度)

- 2019年度～2021年度を「基盤強化期間」と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行う。
- 社会保障制度の持続可能性確保が景気を下支えし、持続的な経済成長の実現を後押しする点にも留意する。

## 財政健全化目標と基盤強化期間内における毎年度の予算編成を結び付けるための仕組み

### ① 社会保障関係費

- 再生計画(骨太2015)において、2020年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、2019年度以降、その方針を2021年度まで継続する(注)。
- 消費税率引上げとあわせ行う増(これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」及び社会保障4経費に係る公経済負担)については、別途考慮する。
- 2022年度以降については、団塊世代が75歳に入り始め、社会保障関係費が急増することを踏まえ、こうした高齢化要因を反映するとともに、人口減少要因、経済・物価動向、社会保障を取り巻く状況等を総合的に勘案して検討する。

(注) 高齢化による増加分は人口構造の変化に伴う変動分及び年金スライド分からなることとされており、人口構造の変化に伴う変動分については当該年度における高齢者数の伸びの見込みを踏まえた増加分、年金スライド分については実績をそれぞれ反映することとする。これにより、これまで3年間と同様の歳出改革努力を継続する。

# 「骨太2018」（平成30年6月15日閣議決定）の「新経済・財政再生計画」のポイント②

## 財政健全化目標と基盤強化期間内における毎年度の予算編成を結び付けるための仕組み(続き)

### ② 一般歳出のうち非社会保障関係費

- 経済・物価動向等を踏まえつつ、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を継続。

### ③ 地方の歳出水準

- 国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

- 真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する。

## 計画実現に向けた今後の取組

- 全世代型社会保障制度を着実に構築していくため、総合的な議論を進め、期間内から順次実行に移せるよう、2020年度に、それまでの社会保障改革を中心とした進捗状況をレビューし、「骨太方針」において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、早期に改革の具体化を進める。

(社会保障分野における基本的考え方)

- 基盤強化期間の重点課題は、高齢化・人口減少や医療の高度化を踏まえ、総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、基盤強化期間内から工程化、制度改革を含め実行に移していくこと。
- 経済・財政一体改革の進捗については、新計画の中間時点(2021年度)において評価を行い、2025年度PB黒字化実現に向け、その後の歳出・歳入改革の取組に反映する。

※計画の中間指標(2021年度時点):PB赤字対GDP比 ▲1.5%、債務残高対GDP比 180%台前半、財政収支対GDP比 ▲3.0%



# 「中長期の経済財政に関する試算」(中長期試算)の概要

※ 平成30年7月9日 経済財政諮問会議提出(内閣府)

## 経済・財政面における主要な想定

### ○ 経済シナリオ

- ・ ①「成長実現ケース」:デフレ脱却・経済再生に向けた政策効果が過去の実績も踏まえたペースで発現(2020-27年度平均:名目3.3%、実質1.9%)
- ・ ②「ベースラインケース」:経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移(2020-27年度平均:名目1.7%、実質1.2%)

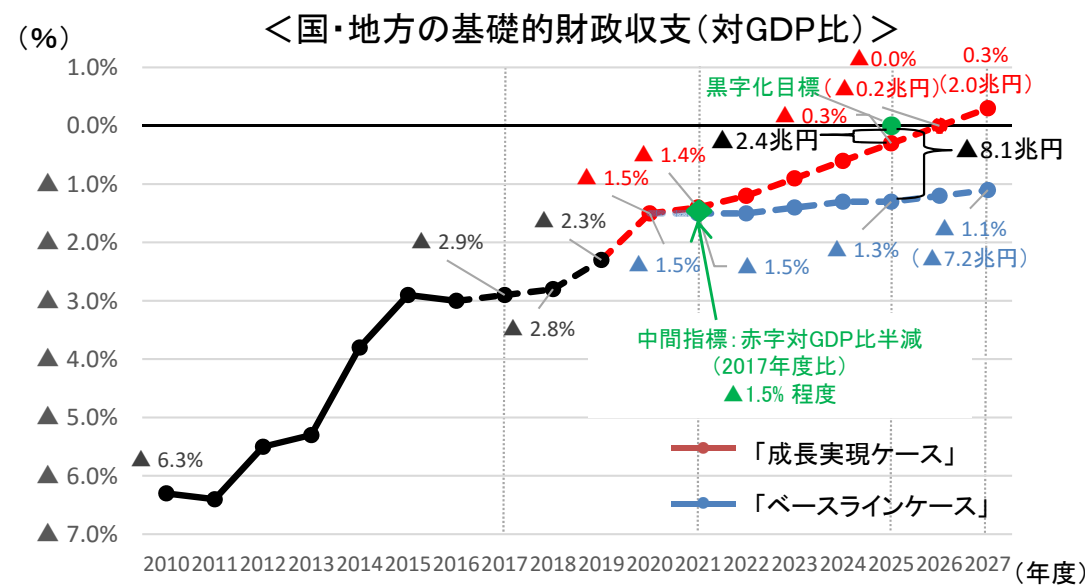
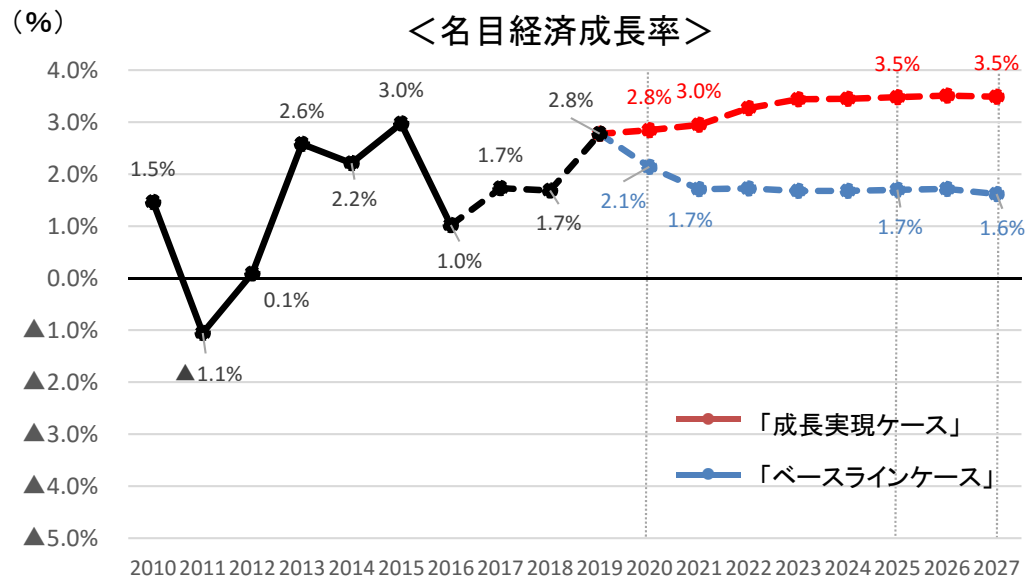
### ○ 財政前提

- ・ 2019(平成31)年度:物価・賃金の動向や一定の歳出改革等を勘案し、結果として高齢化等を除く歳出の増加率が物価・賃金上昇率の半分程度と仮定して機械的に計算(注1)。
- ・ 2020(平成32)年度以降の歳出:社会保障歳出は高齢化要因等で増加、それ以外の一般歳出は物価上昇率並に増加することを想定。
- ・ 消費税率(国・地方)が2019年10月1日に10%へ引き上げられ、その増収分は教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と財政再建とに概ね半分ずつ充当(注2)。あわせて消費税の軽減税率制度の実施(注3)。

## 試算結果のポイント

○ 2018(平成30)年度の国・地方PB: ①▲15.7兆円(対GDP比▲2.8%)

○ 2025(平成37)年度の国・地方PB: ①▲2.4兆円(対GDP比▲0.3%) ②▲8.1兆円(対GDP比▲1.3%)

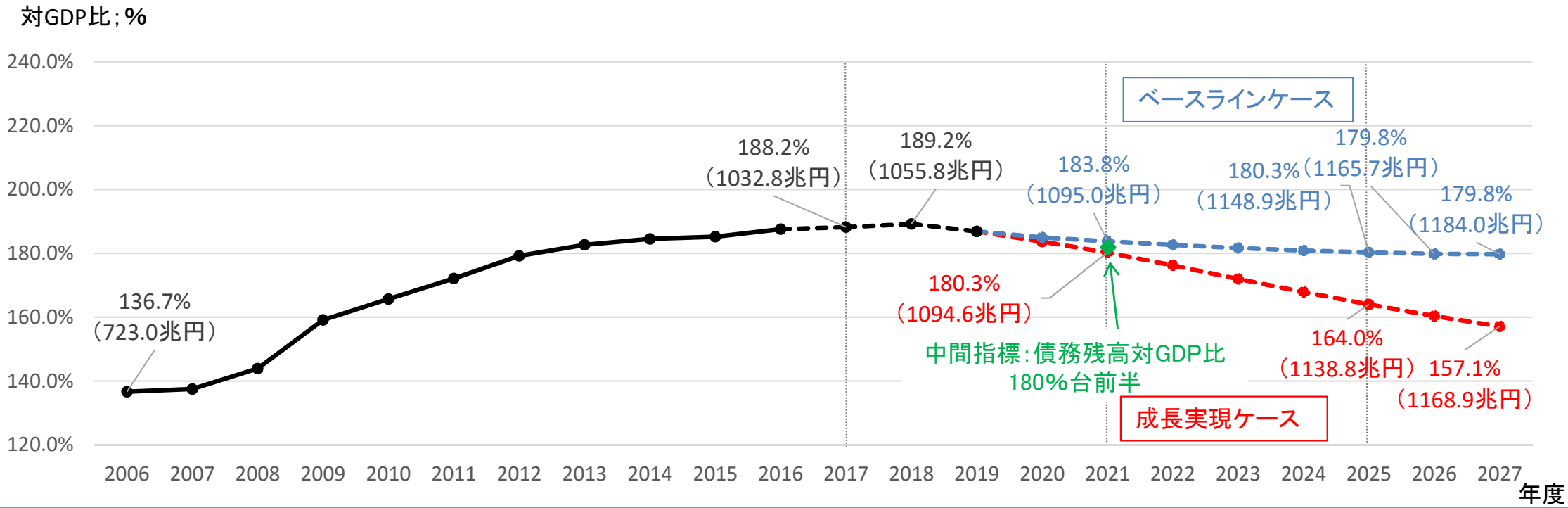


(注1) 内閣府年央試算に基づき、公的固定資本形成については、2019年度は、名目値で2018年度と同額であるとの仮定を置いている。

(注2) 「新しい経済政策パッケージ」。なお、「等」は従前より消費税率10%引上げ時に実施することとされていた年金生活者支援給付金などの社会保障充実策(1.1兆円)を、「財政再建」は後代への負担のつけ回しの軽減及び社会保障4経費に掛かる消費税率引上げに伴う支出の増とされている。

(注3) 消費税の軽減税率制度の実施に伴う減収に対応して、本試算では、総合合算制度の見送りにより確保する財源を織り込んでいる。なお、残りの所要額については、2018年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、確保することとしている。

# 内閣府「中長期試算」における債務残高対GDP比の推移



		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
成長実現ケース	名目GDP成長率	0.6%	0.4%	▲ 4.1%	▲ 3.4%	1.5%	▲ 1.1%	0.1%	2.6%	2.2%	3.0%	1.0%	1.7%	1.7%	2.8%	2.8%	3.0%	3.3%	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%
	名目長期金利	1.7%	1.6%	1.4%	1.3%	1.1%	1.0%	0.8%	0.7%	0.4%	0.3%	▲ 0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.8%	1.4%	2.0%	2.6%	3.2%	3.5%
	国・地方PB(兆円) [対GDP比]	▲ 8.5 [▲ 1.6%]	▲ 6.5 [▲ 1.2%]	▲ 14.4 [▲ 2.8%]	▲ 36.0 [▲ 7.3%]	▲ 31.5 [▲ 6.3%]	▲ 31.7 [▲ 6.4%]	▲ 27.0 [▲ 5.5%]	▲ 26.8 [▲ 5.3%]	▲ 19.6 [▲ 3.8%]	▲ 15.3 [▲ 2.9%]	▲ 16.0 [▲ 3.0%]	▲ 15.7 [▲ 2.9%]	▲ 15.7 [▲ 2.8%]	▲ 13.3 [▲ 2.3%]	▲ 8.9 [▲ 1.5%]	▲ 8.4 [▲ 1.4%]	▲ 7.3 [▲ 1.2%]	▲ 6.0 [▲ 0.9%]	▲ 4.3 [▲ 0.6%]	▲ 2.4 [▲ 0.3%]	▲ 0.2 [▲ 0.0%]	2.0 [0.3%]
ベースラインケース	名目GDP成長率	0.6%	0.4%	▲ 4.1%	▲ 3.4%	1.5%	▲ 1.1%	0.1%	2.6%	2.2%	3.0%	1.0%	1.7%	1.7%	2.8%	2.1%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.6%
	名目長期金利	1.7%	1.6%	1.4%	1.3%	1.1%	1.0%	0.8%	0.7%	0.4%	0.3%	▲ 0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.7%	1.3%	1.8%	2.0%	2.1%	2.1%
	国・地方PB(兆円) [対GDP比]	▲ 8.5 [▲ 1.6%]	▲ 6.5 [▲ 1.2%]	▲ 14.4 [▲ 2.8%]	▲ 36.0 [▲ 7.3%]	▲ 31.5 [▲ 6.3%]	▲ 31.7 [▲ 6.4%]	▲ 27.0 [▲ 5.5%]	▲ 26.8 [▲ 5.3%]	▲ 19.6 [▲ 3.8%]	▲ 15.3 [▲ 2.9%]	▲ 16.0 [▲ 3.0%]	▲ 15.7 [▲ 2.9%]	▲ 15.7 [▲ 2.8%]	▲ 13.3 [▲ 2.3%]	▲ 9.0 [▲ 1.5%]	▲ 8.9 [▲ 1.5%]	▲ 8.8 [▲ 1.5%]	▲ 8.6 [▲ 1.4%]	▲ 8.4 [▲ 1.3%]	▲ 8.1 [▲ 1.3%]	▲ 7.6 [▲ 1.2%]	▲ 7.2 [▲ 1.1%]

(注) 上記計数については、2016年度までは実績、2017年度以降は中長期試算による内閣府推計。

(出典) 内閣府「中長期試算」(2018年7月)